基発第０１３１００３号
平成１５年１月３１日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（　公　印　省　略　）

平成１４年度中央監察結果の概要について

標記について、別添のとおり送付するので、本監察結果において指摘された事項に留意の上、今後の労働基準行政の的確な推進を図られたい。

なお、本監察結果の概要は、外部に公表することを前提としているものではないので、取扱いには十分注意されたい。

また、労働基準部内各課室及び各署配付分については、別途送付することとするので了知されたい。

平成１４年度中央監察結果の概要

平成１５年１月

厚生労働省労働基準局

目　　　　次

概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第１　総合的な労働行政の推進のための労働基準行政の運営状況・・・・・2
第２　主要対策の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　１　申告・相談業務等への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・3
　２　一般労働条件の確保・改善対策について・・・・・・・・・・・・・・・4
　(1)　一般労働条件の確保・改善対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　(2)　特定分野における労働条件確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・6
　３　労働時間対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　(1)　労働時間管理の適正化対策の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・6
　(2)　法定労働時間の履行確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　４　過重労働による健康障害防止対策について・・・・・・・・・・・・・・8
　５　労働者の安全と健康確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・・8
　(1)　労働災害の発生動向等を踏まえた労働災害防止対策・・・・・・・・8
　(2)　建設業における労働災害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　(3)　交通労働災害防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　(4)　労災かくしの排除対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　(5)　健康障害防止対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　(6)　産業保健活動の推進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　６　最低賃金の周知及び履行確保について・・・・・・・・・・・・・・・１４
第３　業務運営の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　１　行政の推進に必要な情報の収集及び分析並びに関係資料の作成等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　２　年間監督指導計画及び年間安全衛生業務実施計画の策定状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　(1)　年間監督指導計画の策定状況と監督指導業務の実施状況・・・・・１５
　(2)　年間安全衛生業務実施計画の策定状況と安全衛生業務の実施状況・１７
　(3)　監督担当部署と安全衛生担当部署との連携状況等・・・・・・・・１８
　３　司法処理の取組状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　４　地方監察制度の運営状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

概　況

平成１４年度の労働基準行政（労災補償行政に係るものは除く。）に係る中央監察は、東京、大阪を始めとする２７局４０署に対し、地方局署における業務運営状況について、①都道府県労働局（以下「局」という。）として総合的な労働行政を展開するという視点をも踏まえた労働基準行政の推進状況、②行政課題の把握状況及びこれを踏まえた一般労働条件の確保・改善対策、労働者の安全と健康確保対策等主要対策の推進状況並びに申告・相談への対応状況、③局内他部室との連携及び労働基準部内各課室・労働基準監督署（以下「署」という。）内各課（方面）の連携、局の署に対する指導調整並びに局署の各級管理者による進行管理等の状況、④過去の中央監察において指摘された事項に対する対応状況、⑤上記事項が適切に行われない場合、その原因究明及び対応状況、⑥局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項の有無及びその内容を中心に実施した。

その結果をみると、厳しい経済・雇用情勢の下、社会的影響の大きい企業の倒産や申告・相談が増加する一方で、新たにいわゆるサービス残業や過重労働などの問題について社会的関心が高まっている状況にあるなど、労働基準行政が取り組むべき課題が増大し、かつ、多様化している中にあって、総じて各局とも、総合的な労働行政を展開するという視点を持ちつつ、行政需要を的確に把握し、また、本年度の本省行政運営方針等を踏まえて行政課題を適切に設定し、創意工夫を凝らしながら積極的な行政運営に努めている状況がみられる。

特に、三行政一体となった中で労働基準部の筆頭課である監督課を中心として、局内他部室との連携、部内各課室の連携を図っている状況がみられる。

しかしながら、一方では、従来から実施している各種対策をより効果的かつ効率的に推進する観点からなお改善を要する事項及び新たに行政の重点課題として社会的関心が高まっている対策をより積極的に推進する観点から改善を要する事項が少なからず認められる。

そのため、今後において行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項あるいは少なからぬ局において改善すべき問題点として共通に認められる事項とともに、併せて各局の行政運営上参考になり得ると考えられる事項について下記のとおり監察結果の概要として取りまとめたものである。各局において、これらを今後の行政運営に活用するとともに、自局においてこれら問題点が認められるか

否かを精査し、同種の問題が認められる局においては、早期に、かつ、確実に改善を図る必要がある。

記

第１　総合的な労働行政の推進のための労働基準行政の運営状況

１　労働基準行政の運営方針等の策定に当たっては、総じて各局とも、局における地方労働行政運営方針（以下「局行政運営方針」という。）に加え、労働基準行政の運営の特質を踏まえ、より具体的に行政の重点対象やこれに対する行政手法等を明確にするため、各署からの意見等を聴取した上で、主要対策ごとの実施事項や業務運営に当たっての留意事項を署に対し指示することによって、職員の共通の理解を促進しつつ、計画的かつ効果的な労働基準行政の推進を図ろうとしている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、建設業の死亡災害が増加した状況を踏まえ、監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項を指示した通達においては、建設業における労働災害防止対策の強化を重点事項として指示しているにもかかわらず、局行政運営方針においては、建設業の労働災害防止対策についてこのような観点からの言及がなされていないなど、重点的に取り組むべき課題が的確に指示されておらず、局行政運営方針の検討に適切さを欠いているものがみられる。

２　総合的な労働行政の推進のための連携については、総じて各局とも、各種相談等への対応に当たって、局においては、個別労働紛争解決制度について、監督課において、助言・指導の申出事案の早期解決を図ることはもとより、その処理過程において事案の内容に応じてあっせん事案に移行させているほか、企画室における相談への対応や事案処理における問題点の整理について積極的に連携を図っており、また、署においては、総合労働相談コーナーに対し適切な指導・援助を行い、個別労働紛争解決制度の円滑な運営の確保に努めているなど、適切な連携に努めている状況がみられるほか、中には次のような取組が認められる。

ア　障害者を最低賃金額未満で使用し、かつ定期賃金の不払いを発生させ、さらに特定求職者雇用開発助成金を不正に受給した悪質な事業主について、署と公共職業安定所（以下「所」という。）が情報を交換しながら、署においては司法処分を行い、所においては警察機関へ告発し、これを広報した結果、署においては管内の障害者を使用する事業場から最低賃金の適用に係る照会が増加し、所においてもこれら事業場に対する最低賃金に係る指導が効果的に行われるようになったもの

イ　所が多くの企業と求職者を集めて合同の面接を実施する「求人フェア」に「労働相談コーナー」を設け、署の職員とともに、総合労働相談員が出向き、相談業務を行っているもの

第２　主要対策の推進状況

１　申告・相談業務等への対応について

各局とも、厳しい経済・雇用情勢の下、申告・相談が高水準で推移している状況の中にあって、各種相談については懇切丁寧な対応に、申告事案については迅速かつ適切な処理に努めており、また、未払賃金の立替払についても、依然として処理件数が多い中において迅速処理に努めている状況がみられるほか、中には、次のような取組がみられる。

ア　各種相談員は来署者に最初に接する機会が多いことなどから、新任の相談員を対象として、発令直後の４月第１週に署独自の研修を実施し、円滑な相談業務の遂行を確保しているもの

イ　ポルトガル語のできる外国人労働条件相談員が配置されたことから、日系ブラジル人によく読まれているポルトガル語の新聞に外国人労働条件相談コーナーの案内記事を掲載するなど積極的な広報を行ったところ、同コーナーにおける相談件数が増加したもの

ウ　申告を受理した場合には速やかに被申告人に接触してその状況を第１方面主任監督官又は次長に報告を行い、申告受理後１週間以内に処理方針を組織的に決定することによって、迅速・適正な処理に努めているもの

エ　申告処理等に関して一方的な不満を持ち暴力行為や執拗な脅迫行為に及ぶ者が散見される状況にあるため、①署の業務に対する妨害行為等に対処するた

め、警察との間で連絡体制を確立しているもの、②出退勤時に職員が１人で庁舎内にいることがないようにするなどの具体的な防犯マニュアルを作成しているものなど、署として組織的に職員の安全と円滑な業務の執行の確保に努めているもの

オ　地元テレビ局に対し日頃から情報提供等を行うなどによって良好な関係を構築していることを背景に、パートタイム労働者の解雇、賃金不払等に関する取材があった機会をとらえ、局がアイディアを出し、地元向けの朝の番組に、寸劇を取り入れる等により法令の内容を分かり易く周知するコーナーを３回にわたり設けさせるなど、労働基準関係法令について創意工夫した啓発指導を行っているもの

しかしながら、一部の局においては、①申告処理について、解決の見通しがほとんど立たないにもかかわらず、署管理者が対処方針を示していないため、適切な処理が行われず長期間未完結となっている事案が多数存在しているもの、②一般労働条件に問題のある事業場の情報が数多く含まれている総合労働相談コーナーにおける相談内容について署として組織的に把握していない結果、これらの情報が十分に活用されていないものがみられる。

２　一般労働条件の確保・改善対策について

(1)　一般労働条件の確保・改善対策

一般労働条件の確保・改善対策については、総じて各局とも、管内状況を踏まえ、重点対象を的確に選定し、自主点検、集団指導、監督指導など各種行政手法を有機的に関連付けながら積極的な推進に努めており、多くの局においては、第１次の中期計画が終了し、その実績を踏まえて、本年度より第２次の中期計画を策定し、着実に取り組んでいる状況がみられる。この対策の一環として、局又は署が独自に労働基準関係法令の内容を分かりやすく解説した小冊子を作成し、その周知に努めているものがみられるほか、中には、次のような取組を行っているものもみられる。

ア [redacted]

[redacted]

イ　平成１２年度に実施した労働条件に係るアンケート調査の結果、労働条件の書面による明示の実施割合が低率にとどまったことから、局の行政目標として「労働条件の書面による明示の徹底」を掲げ、平成１３年度からの３か年において、監督指導時における指導の徹底はもとより、局独自のリーフレットの作成、新規雇入れが多い３月を周知月間とした集中的な広報の実施、労働保険年度更新時における労働条件通知書の様式の配布等の対策を計画的に実施した結果、１年後にはその実施率がほぼ倍増するなど、着実にその効果が現れているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア　比較的規模が大きいにもかかわらず就業規則が未整備であり、法定労働条件全般に問題があると考えられる事業場を監督指導の対象としているが、その行政手法を呼出監督としている結果、法違反の指摘が持参させた書類に関連する限定的なものとなっており、事業場の実態を的確に把握した実効ある監督指導となっていないもの

イ　[redacted]

ウ　申告・相談等の状況から、建設業を一般労働条件の確保・改善対策の重点対象とすることとしているが、管内の一部の事業場で組織されている既存の建設関係団体に対して自主点検を実施することとするのみで、把握した問題点の所在に応じた効果的な対策が講じられていないもの

エ　第３次産業以外の業種における一般労働条件の確保・改善のための監督指導については、一般労働条件以外を主眼とする監督指導の際に併せて指

導を行うこととしているが、当該監督指導の計画件数は僅少なものにとどまっており、また、一般労働条件面において問題が認められる工業的業種であってもこの点を主眼とした監督指導の対象として選定されないため、一般労働条件に係る指導が必要と考えられる事業場に対し適切に監督指導が実施できない状況となっているもの

オ　各署において対象とすべき事業場が本来相当数あるものと見込まれるホワイトカラーに係る労働条件の確保を最重点事項として掲げ、２か年で監督指導を行うこととしているが、各署の実情にかかわらず監督対象事業場の選定基準を一定の規模以上あるいは管内の主要企業と極めて限定的に定めた結果、２年度目において監督対象事業場がない署が少なからず生じているもの

(2)　特定分野における労働条件確保対策

特定分野における労働条件確保対策については、管内に外国人を使用して製造業の業務請負を行っている事業場が多数存在し、これら事業場に関する申告・相談が増加していることを踏まえ、署独自に「業務請負ですか、派遣ですか」という表題で両者の区分の考え方や関係法令等の適用関係を分かり易く解説したパンフレットを作成し、これら事業場、その業界団体及び業務を請け負わせている事業場を対象に集団指導を複数回実施するなど積極的な取組を行っているものがみられる。

[redacted]

３　労働時間対策について

(1)　労働時間管理の適正化対策の取組状況

総じて各局とも「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（以下「労働時間把握基準」という。）の周知徹底に努めている状況がみられ、中には、①[redacted]

[redacted]②[redacted]

[redacted]③監督指導によって、不払いとなっていた割増賃金を遡及払いさせ、当該額等を取りまとめて広報したところ大きく報道されるなど、いわゆるサービス残業の排除の効果的な啓発を行っているものなど、積極的な取組がみられる。

しかしながら、多くの局においては、自己申告制を採用している事業場に対して監督指導を実施した場合において、労働時間把握基準に係る所要の指導が徹底していない状況がみられ、また、一部の局においては、いわゆるサービス残業に係る情報を基にして監督指導を実施したにもかかわらず、労働実態の確認を十分に行っていないなど、実効ある監督指導が行われていないものなどの問題点が認められる。

(2) 法定労働時間の履行確保等

法定労働時間の履行確保については、総じて各局とも、これまでの週４０時間労働制の履行確保を主眼とする監督指導の積極的な実施等により、おおむねその徹底が図られている状況がみられる。また、時間外労働協定届に係る窓口指導についても、おおむね適切に指導が行われている状況がみられ、中には、担当部署の職員が不在であっても、担当部署以外の職員がこれを受理し適切に指導ができるよう、時間外労働協定届の受理時のチェックポイントを分かり易く取りまとめた要領を職員に配布しているものもみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア 週４０時間労働制の履行確保を主眼とする監督指導を実施しているが、その結果について、労働基準法第３２条違反の割合を分析するのみで、本来の監督指導の主眼である週４０時間労働制未達成事業場がどの程度の割合であったのかについて分析を行っておらず、監督指導の対象事業場の選定方法を含め監督指導の実効性について的確に把握、分析していないもの

イ　時間外労働協定届の受理時において、限度基準を超える時間外労働協定を届け出た事業場に対し所要の指導文書の交付等の措置を行っていないもの、返戻した時間外労働協定届の写しを作成し、それを整理していないものなど、窓口における対応等が徹底されていないもの

4　過重労働による健康障害防止対策について

過重労働による健康障害防止のための総合対策（以下「過重労働防止対策」という。）については、総じて各局とも、積極的にその推進に努めているところであり、中には、①３か月にわたる「過重労働による健康障害防止キャンペーン」期間を設け、その中で、過重労働ホットラインを設置し、長時間労働等に係る電話相談を行う等各種対策を集中的に実施し、過重労働防止に係る効果的な啓発指導を行っているもの、②[redacted]③署が実施する過重労働防止対策に関する講習会に医師の講話を取り入れることにより、より説得力のある対策の周知に努めているものなど、創意工夫した取組がみられる。[redacted]

5　労働者の安全と健康確保対策について

(1)　労働災害の発生動向等を踏まえた労働災害防止対策

第９次労働災害防止計画に基づく労働災害防止対策については、総じて各局とも、労働災害の発生状況を分析し、適切な対策の推進に努めており、少なからぬ局においては、労働災害防止の気運の醸成を図るため、労働災害防止団体等関係団体とも連携を図り、署管内の実情を踏まえ創意工夫を凝らし

たキャンペーンを実施し、事業場の自主的な労働災害防止活動の促進を図っている状況がみられるほか、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア　署における労働災害防止対策の重点業種である食料品製造業のうち災害多発事業場１０数社を指定し、年間３回にわたり集団指導を実施し、それぞれの事業場が講じた再発防止対策を相互に討議する方法により、災害発生に係る共通の問題点や再発防止に係る考え方の共有化を図ったところ、ほとんどの事業場において災害が減少し、これら事業場の労働災害発生の総件数が半減したもの

イ　道路貨物運送業において荷の積卸し作業での労働災害が多いため、大手荷主約２００社へ労働災害防止への協力要請文を送付するとともに、大手荷主の倉庫等荷の積卸し現場に対する安全パトロールを陸上貨物運送事業労働災害防止協会と合同で実施しているもの

ウ　冬季の凍結等による転倒災害が前年において激増したことにより、同時期を迎えるに当たって、局独自に建設業や製造業で実際に発生した転倒災害を基に２９パターンの事例をイラスト化した「厳冬・豪雪災害防止用ＫＹシート」を作成し、労働災害防止団体等関係機関はもとより、報道機関を活用し広く周知した結果、凍結等による転倒災害が大幅に減少したもの

エ　管内の労働災害の発生状況を事故の型別・起因物別に分析を行い、その発生件数が全国一多いことが明らかとなった「はしご・脚立からの墜落・転落災害」、「トラックの荷台からの墜落・転落災害」、「フォークリフト災害」及び「荷台の梱包・結束・玉掛の不具合や荷の運搬中の災害」について、それぞれを四半期ごとの取組課題として設定し、これらの労働災害防止のためのポイントを記載したリーフレットの作成、集団指導の実施等の対策を各四半期において局署で総合的に推進した結果、これら労働災害が着実に減少しているもの

オ　署において、労働安全衛生マネジメントシステムの導入定着を図るため、管内の主要な地場企業数社で研究会を発足させ、労働安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生管理の方策を検討させるとともに、既に導入している企業の事例を紹介するなど積極的に情報提供等を行った結果、その構成企

業の一部において導入を行うなど、その成果をあげているもの

しかしながら、一部の局においては、①第９次労働災害防止計画において金属製品製造業等金属関連業種を重点業種として位置付けているにもかかわらず、具体的な対策の内容が個別企業に対する監督指導のみとなっており、監督担当部署・安全衛生担当部署が連携し各種行政手法によって総合的に対策を展開しようとする観点からの検討が行われていないもの、②陸上貨物運送業において、労働災害の減少がみられず、また、その多くが関係事業主団体に未加入の事業者において発生している状況にあるにもかかわらず、依然として、従来から接触のある関係事業主団体に加入している事業者のみを対象とした集団指導の実施にとどまり、問題の所在を踏まえた実効ある対策が実施されていないものなどがみられたほか、次のような問題点が認められる。

ア　署において、災害多発事業場に対しては的確な指導を行う方針としていながら、対象事業場の把握を徹底していないため、２年間で１１件もの労働災害を発生させている小規模事業場があるにもかかわらず、これを認識しておらず、必要な監督指導等がなされていないもの

イ　休業災害が２年連続で増加し、署として労働災害防止対策を強化する必要が生じている中において、申告等が急増し、労働災害防止を主眼とした監督指導に投入する業務量を増加させることが難しい状況にあるにもかかわらず、監督指導以外の行政手法を駆使して労働災害防止対策を推進するという観点からの検討が行われていないもの、労働災害の発生件数の集計が数か月後となる労災給付データに基づき、年間監督指導計画の策定時においては労働災害が減少傾向にあるとの認識の下に計画を策定したが、その後、実際には労働災害が増加していたことが明らかとなったにもかかわらず、当該年間監督指導計画の適否について検討が行われていないものなど、労働災害の発生動向に対応した対策の検討が十分に行われていないもの

ウ　道路貨物運送業について、毎年、一定数以上の労働災害が発生しているが、これに対する対応が労働者死傷病報告提出時の窓口指導のみにとどまっているため、安全衛生担当部署においてはこの対策だけでは不十分であるとの認識を持っていながら、有効な対応ができない状況にあるにもかかわらず、署として組織的に必要な対策が検討されていないもの

(2) 建設業における労働災害防止対策

総じて各局とも、建設業における労働災害防止対策を重点課題の一つとして掲げ積極的に推進している状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 建設業における死亡災害が多発していることから、「建設三大災害撲滅運動個別指導推進要綱」を作成し、監督指導との役割分担を行った上で、計画届の実地調査、個別指導等を積極的に実施するとともに、署管内４地区の建設業関連団体を対象に計１，０００人以上が参加する集団指導を行うほか、関係事業主団体に未加入の事業者に対する対策として町長及び署長の連名による呼びかけを行い、当該事業者が多数参加した集団指導を実施しているもの

イ 署管内に請負金額５０億円以上の大規模工事が多数存在する状況を踏まえ、専門工事業者に対し元請事業場が実施する安全衛生管理等に関する要望等についてアンケートを実施し、その結果に対する大規模工事の現場所長の意見を取りまとめた上で、これを署が主体となって開催した専門工事業者の職長討論会において活用することにより、元請事業者及び専門工事業者相互が共通の意識の下に安全衛生管理活動が推進できるよう努めているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア 超大型プロジェクトの建設工事が本格化し労働災害の発生が懸念されるにもかかわらず、労働災害防止対策は署が単独で実施しているにとどまり、局署合同監督の実施等、局署が有機的連携を図りつつ、一体となって当該工事に対する総合的な労働災害防止対策を講じるという観点からの十分な検討が行われていないもの

イ [redacted]

(3) 交通労働災害防止対策

交通労働災害の死亡災害に占める割合が高率で推移している中で、多くの局においては、効果的な対策を推進すべく、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を踏まえた自主点検表やヒヤリハット事例集の作成・配布などに取り組んでいる状況がみられ、中には、①製造業及び第３次産業における交通労働災害が増加していることから、陸上貨物運送事業労働災害防止協会にとどまらず、これら業種の事業場をも会員としている労働基準関係団体に働きかけ、交通労働災害防止管理者教育及び交通危険予知訓練を新たに実施させているもの、②交通労働災害を発生させた事業場に対し個別指導を実施し、独自の調査付表を用いて、当該事業場の安全衛生管理の状況、事故発生前２４時間の労働実態などを詳細に把握することによりその原因を分析し、これを取りまとめて集団指導に活用しているもの、③休業見込み２か月以上の交通労働災害を発生させた事業場に対し、労働者死傷病報告の受理時及び第三者行為災害届による把握時に、その都度「交通労働災害防止のためのガイドライン」を基に局独自に作成した自主点検表を配布し、同ガイドラインの項目について周知啓発に努めるとともに、この自主点検結果を取りまとめ、集団指導に活用しているものなどがみられる。

(4) 労災かくしの排除対策

労災かくしについては、総じて各局とも、その排除を図るための周知啓発に努めるとともに、重大悪質な事案については積極的に司法処分に付するなど厳正に対処しており、中には、次のような取組がみられる。

ア [redacted]

イ 県下の労働災害防止団体が主催する安全衛生大会をとらえて、その会場のロビーに、労災かくしを行うことによって生ずる種々の不利益や労災かくしの排除のために店社や現場において講ずべき措置等を掲載したパネル展示

を行うなど効果的な啓発指導を行っているもの

(5) 健康障害防止対策等

ア 健康障害防止対策等については、多くの局においては、平成１３年３月３０日付け基発第２２４号「今後の労働衛生対策における監督指導等の進め方について」（以下「労働衛生通達」という。）を踏まえた各種中長期計画を策定し、計画的な対策の推進に努めており、また、ダイオキシン類ばく露防止対策については、地方公共団体との連携等により対象事業場の把握に努め、適切な時期に指導を行っている状況がみられ、中には次のような取組を行っているものがみられる。

(ｱ) ドライアイス販売会社において酸素欠乏症により事業主及びその家族が死亡する災害が発生したことをとらえ、同種事業場における労働災害の発生を防止するため、災害発生状況を緊急に取りまとめるとともに、同種事業場に係る業界団体の事務局が管内にないことから、インターネットにより把握した全国組織から管内の同種の事業場を把握し、災害発生の翌日に管内のドライアイス販売会社に同種労働災害防止のための緊急要請を行ったもの

(ｲ) 局において、腰痛の発生が懸念される介護保険指定事業場が増加していることから、約３，０００のこれら事業場に対し、「介護関係事業場の腰痛対策等労働衛生管理実態調査」を実施し、この分析結果を活用した腰痛予防等に係るリーフレットを作成するとともに、これを活用した集団指導を複数回実施しているもの

(ｳ) 局において、事業場単位のとらえ方や衛生管理者等の選任報告の記載例を盛り込み衛生管理者及び産業医の選任の徹底を呼びかけるパンフレットを作成し、５０人以上の全事業場、労働災害防止団体、医師会等に配布するなど、効果的な周知を図っているもの

しかしながら、一部の局においては、労働衛生通達を踏まえた、中期的視点に立った方針を、未だ特段の理由もなく策定していないものなどの問題点が認められる。

イ 粉じん障害防止総合対策については、第５次粉じん障害防止総合対策の最

終年度を迎え、総じて各局とも同対策の着実な推進に努めている状況がみられるが、少なからぬ局において、①監督指導等５か年計画については、その進捗状況が低調であり、最終年度において当初計画の完遂が危ぶまれる状況にあること、②総合対策の重点であるアーク溶接作業を行う事業場について、その実態把握が未だ十分に行われていないこと、③これまでの対策の実施状況の内容は監督指導に偏っており、総合対策として監督担当部署及び安全衛生担当部署が有機的連携をもって展開しようとする観点からの取組が不十分であることなどの問題点が認められる。

(6)　産業保健活動の推進対策

産業保健活動の推進については、多くの局において、都道府県産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活動の活性化に努めており、中には、地域産業保健センターの利用状況が低調であることから、署が同センターに対し、事業概要を紹介したリーフレット及び個別訪問の申込書に署長名の推奨文を添付して一定規模以上の事業場に送付することを指導し、同センターにおいて、約２，０００事業場に対し、これらリーフレット等を送付した結果、健康相談の利用件数が急増したものなどの積極的な取組がみられる。

6　最低賃金の周知及び履行確保について

(1)　最低賃金の周知については、総じて各局とも、市町村広報誌・紙への掲載依頼や公共交通機関へのポスターの掲示依頼などを積極的に行っているほか、中には、前年に最低賃金法第５条違反を指摘した事業場の８割以上が最低賃金額を知らなかったとしていることから、従来の広報に加え、地元タレントが最低賃金額を紹介するテレビＣＭを繰り返し放映したところ、その後に実施した事業主に対するアンケート調査において相当の効果があったことが確認されたものがみられる。

(2) [redacted]

[redacted]

しかしながら、一部の局においては、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導について、①最低賃金基礎調査結果における影響率、未満率及び監督指導の違反率が低い状況が続いているにもかかわらず、毎年度従前どおりの監督件数を計上しており、選定対象や投入すべき業務量について十分な検討を行っていないもの、②違反率が年々低下している状況にあるにもかかわらず、一般的に賃金水準が高いと考えられる都市部の事業場のみを安易に対象としているものなどの問題点が認められる。

第３　業務運営の状況

１　行政の推進に必要な情報の収集及び分析並びに関係資料の作成等の状況について

総じて各局とも、的確な業務運営を図るため、申告・相談の状況、労働災害の発生状況等各種情報及び監督指導結果等これまでの行政実績を的確に把握・分析し、必要な関係資料の整備に努めている状況がみられ、中には、労働保険の年度更新時に監督課が中心となり、労働基準部各課室の重点事項を盛り込んだ自主点検を実施し、これを業種別、規模別等に分析する等により、管内の問題点の把握に努めているものもみられる。

しかしながら、一部の局においては、労働基準行政情報システム（以下「システム」という。）に各種データが十分に入力されておらず、又は入力されている情報が最新のものに更新されていないにもかかわらず、システムの情報のみを基礎資料としているために、正確な実態を把握できず、又は当初の目的に沿った対策の推進が十分には行えない状況となっているものがみられる。

２　年間監督指導計画及び年間安全衛生業務実施計画の策定状況等について

(1)　年間監督指導計画の策定状況と監督指導業務の実施状況

年間監督指導計画の策定に当たっては、総じて各局とも、局における各署の計画の指導調整に先立ち、署の計画案について関係各課室と事前調整を行った上で、調整会議に臨み、署に対する必要な指導調整を行うよう努めてい

る状況がみられる。また、監督指導業務については、依然として申告・相談が多い中、年間監督指導計画に基づき確実に実施しようと努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア [redacted]

イ　来署者への対応などに時間を要し職員間の連絡が十分に図れない現状にあることから、局に対する照会事案とこれに対する回答や各種会議等における署幹部の指導内容等について随時「一主任通信」として取りまとめて各監督官に配布することによって、共通の認識を持って業務遂行が行えるよう努めているもの

ウ　署において年間の広報計画を策定し、これに基づき、年間を通じて地域のＦＭラジオ、ケーブルテレビ、新聞社に働きかけ、行政の広報を実施しており、また署長等が当該ラジオ、テレビに出演するなどによって、地域住民に行政の施策を分かり易く広報しているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア　各署の相談業務量の多寡にかかわらず、全署において監督官１人当たり月１日を相談業務量に充てることとして、これを安易に臨検監督業務量から一律に控除した結果、局全体の年間の臨検監督業務量が前年の約３０％減となるなど、臨検監督等庁外活動に最大限業務量を確保しようとする姿勢に欠けるもの

イ　局において、年間監督指導計画の指導調整に当たって、各署の計画案を事前に十分に比較検討せずに調整会議に臨んでいる結果、①管内事情に特段の差異がないにもかかわらず、同一の重点対象等に対する１件当たりの所要人日が署によって異なっているもの、②労働災害の発生件数に対する

災害時監督の計画件数の割合が特段の理由もなく署によって大きく異なっているものなど、的確な指導調整が行われていないもの

ウ　年間監督指導計画において監督指導の優先順位を４段階（A～D）としているが、局において優先順位の各段階に該当する内容を十分整理していないことから、局として最優先課題としている監督指導の対象について署においてはこれを優先順位Cランクとし、また、署選定の安全衛生対策に係る監督指導をすべてBランクとしているにもかかわらず、署に対して適切な指示ができないこととなっているもの

エ [redacted]

(2)　年間安全衛生業務実施計画の策定状況と安全衛生業務の実施状況

総じて各局とも、年間安全衛生業務実施計画を策定し、安全衛生業務の計画的かつ効率的な推進に努めている状況がみられ、中には、次のような取組がみられる。

ア　署管内に多数存在する国の研究機関が独立行政法人となり新たに労働基準関係法令の適用事業場となることから、これらに対し、複数回にわたり労働基準関係法令はもとより、所と連携を図り雇用保険制度も含めた説明会を開催するほか、安全衛生管理体制、危険有害業務の有無、特定機械等の設置状況等を把握するための自主点検を行い、その結果に応じて、特殊健康診断の実施、特定機械等に係る設置届の提出等に関し必要な個別指導を行っているもの

イ　署において、地下深層のメタンガスの噴出のおそれがある下水道工事の施工計画について、「シールド工事に係るセーフティアセスメントに関する指針」に基づき、元請事業者及び発注者を指導して、電気設備の防爆化

を徹底させる変更を行わせるとともに、これを契機として、管内で施工するずい道工事の元請事業者９社に働きかけ「ずい道安全衛生研究会」を発足させ、パトロールの実施や安全衛生対策に係るノウハウの交換等活発な自主的労働災害防止活動を行わせているもの

ウ　署に届け出られた足場、型枠支保工の計画届について、変更指導、変更勧告等の措置割合が高いことから、建設業者の計画届の作成担当者を対象として、これまでの指導事例を活用した研修会を数回にわたり開催し、安全な計画届の作成の徹底を図っているもの

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点が認められる。

ア　未だ、年間安全衛生業務実施計画の策定を署に対し指示していないもの

イ　指定教習機関が実施する技能講習について、常態として、署の職員が講師として出席し、これを集団指導の一環として年間安全衛生業務実施計画に計上しており、本来、署が主体的に実施すべき安全衛生業務に優先的かつ積極的に取り組もうとする姿勢に欠けるもの

ウ　署において、局が定めた実地調査すべき対象に対する実施割合が低調であるにもかかわらず、年間安全衛生業務実施計画の策定に当たり、前年度の実績のみに基づいて件数を計上している結果、本来必要とされる実地調査の件数が計画に計上されていないもの

(3)　監督担当部署と安全衛生担当部署との連携状況等

総じて各局とも、監督指導業務及び安全衛生業務の連携に留意しつつ業務運営に努めている状況がみられ、中には、次のような取組がみられる。

ア　署において、大型テーマパークが開設されたことに伴い新設された事業場に対し監督指導を実施したところ、多くの事業場において一般労働条件及び安全衛生について多くの法違反がみられたことから、監督担当部署、安全衛生担当部署が連携して、中核となっている事業場に働きかけ、労働者数約８，０００人が就労する関連会社約１００社で組織する労務安全衛生協議会を発足させるとともに、定期的に協議会を開催させ、一般労働条件及び安全衛生の両面から指導するとともに、自主的な活動を促進しているもの

イ [redacted]

ウ [redacted]

エ [redacted]

しかしながら、一部の局においては、[redacted]粉じん障害防止対策について、監督担当部署が行う監督指導と安全衛生担当部署が行う集団指導が何らの関連付けもなく同一月に実施されることとなっているものなど、各部署が実施する対策の役割分担や有機的連携に適切さを欠くなどの問題点が認められる。

また、災害調査については、休日等に発生した労働災害にも迅速に対応するなど、各局ともおおむね適切に実施されており、中には、災害調査の処理が長期化していることから、災害調査の処理を行う担当者は、司法処理を担

当させないこととして集中的に処理を行わせた結果、全ての災害調査復命書が２か月以内に作成されるなど早期処理に努めているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、署から送付された災害調査復命書の処理について新たな要領を作成することとしているが、これが作成されていないとして当該処理が長期間行われず署に的確な指導がなされていないものがみられる。

3　司法処理の取組状況について

司法処理については、総じて各局とも司法処理基準の厳正な運用に努めており、中には次のような取組がみられる。

ア [redacted]

イ [redacted]

しかしながら、一部の局においては、司法処理について、年間監督指導計画に計上した件数を大幅に下回るなど、著しくその取組が低調であるもの、また、依然として特段の理由もなくその処理が長期化しているものなどのほか、次のような問題点が認められる。

ア [redacted]

イ　個別指導において、司法処理基準に該当する法違反の事実が認められたものに対し、厚生労働技官名の改善指示書により改善を指導することで可とするなど、署管理者が司法処理基準の厳正な運用を行おうとする姿勢に欠ける

もの

4　地方監察制度の運営状況

地方監察については、総じて各局とも、的確な実施に努めており、署に対し文書による改善指導を行っている状況がみられる。

しかしながら、一部の局において、①地方監察の実施後、直ちに局長に対する口頭による復命を行っていないもの、②時間外労働協定届の受理時における窓口指導、いわゆるサービス残業対策や過重労働防止対策に係る指導が関係通達に基づいて的確に行われていない状況が散見されるにもかかわらず、地方監察においてこの点を指摘していないものなどの問題点が認められる。